

# 選挙執行時の新型コロナウイルス感染症対策について

御殿場市選挙管理委員会では、皆様に安心して選挙に参加していただけるよう、選挙執行の際に次のような感染症対策を行います。

## 投票所では…

- ◆ 事務従事者及び投票立会人はマスクを着用します。
- ◆ 投票所にお越しの方に手指の消毒していただけるよう、消毒液を配備します。
- ◆ 事務従事者もこまめに手指を消毒しながら事務を行います。
- ◆ 鉛筆は、使用の都度、消毒をします。
- ◆ 投票所内の換気を行い、定期的に記載台の消毒を行います。
- ◆ 投票用紙に記載する際に、隣の人との間隔が保てるように記載台の配置を行います。
- ◆ 発熱、体調不良等で感染の恐れがある事務従事者は、事前に別の従事者に交代をします。
- ◆ 受付でお並びの際に、間隔を空けてお待ちいただけるようにいたします。
- ◆ 保育園を投票所として使用している第4投票所については、当面の間、新橋地区コミュニティ供用施設を投票所とします。
- ◆ 投票終了後、施設内の机・椅子・ドアノブ等の人に触れる箇所の拭き取り消毒を行います。
- ◆ 投票所での密を避けるため、新型コロナウイルス感染症を理由とした期日前投票を可能とします。

## 開票所では…

- ◆ 開票所に入場する全ての方に手指消毒をお願いします。
  - ◆ 事務従事者・開票（選挙）立会人・選挙管理委員会委員は全員マスクを着用します。
  - ◆ 開票所内は常時換気を行います。
  - ◆ 開票所に入入りする報道関係者や参観人のみなさまには、予め検温しての来場をお願いいたします。
- また、受付時に改めて検温を行い、37.5℃以上の発熱が確認された場合には、入場をご遠慮いただきます。
- ◆ 参観人の数を制限した上、参観人席には間隔を空けて着席していただきます。
  - ◆ 開票後、施設の消毒を行います。

